

# 野生の山菜類・きのこ類を出荷する皆様へ

茨城県産の野生の山菜類・きのこ類の出荷に際しては、次の確認を行ってください。

## 確認1 表1で●印のついた野生の山菜類・きのこ類は出荷できません

表1の●印のついた野生の山菜類及びきのこ類は、国の出荷制限が指示されているため、**出荷できません。**

表1 野生の山菜類及びきのこ類の出荷制限の状況(令和3年12月17日現在)

	野生のこしあぶら	野生のきのこ類
水戸市		●
日立市	●	●
石岡市	●	●
常陸太田市	●	●
高萩市	●	●
北茨城市	●	●
笠間市	●	●
つくば市		●
常陸大宮市	●	
桜川市	●	
茨城町		●
城里町	●	●
大子町	●	●

(●:国の出荷制限対象の市町村・品目)

## 確認2 表1で示した出荷制限区域以外の市町村については モニタリング検査の要否を確認してください

出荷制限区域以外の市町村についても、野生の山菜類及びきのこ類を出荷する場合は、**県の放射性物質検査(モニタリング検査)が必要か否かを確認する必要があります。**詳しくは、**以下のホームページ又は、採取地の属する市町村、農林事務所にお問い合わせください。**

オークションサイト・フリマサイトにおける販売も同様の対応となりますので、注意してください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14183.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14183.html)

★茨城県林政課ホームページ(茨城県内のモニタリング検査実施状況)

[http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/rinsei/shido/shido/contents/sansai\\_kinoko/index.html](http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/rinsei/shido/shido/contents/sansai_kinoko/index.html)

県北農林事務所(林業振興課)	電話:0294-80-3370	県南農林事務所(林業振興課)	電話:029-822-7087
県央農林事務所(林業振興課)	電話:029-231-2079	県西農林事務所(林業振興課)	電話:0296-24-9176
鹿行農林事務所(林業振興課)	電話:0291-33-4123	本庁(林政課)	電話:029-301-4026

## 確認3 出荷前検査を必ず行ってください!

野生の山菜類・きのこ類は、生育環境の違いによる放射性物質濃度のばらつきがあるため、確認1・2で問題がないことを確認した場合についても、**出荷する前に放射性物質の自主検査等を実施し、食品衛生法の基準値(100Bq/kg)以下のものに限って出荷してください。**

- ※1 出荷予定の野生の山菜類及びきのこ類から、50Bq/kgを超過する放射性セシウムが検出された場合は、採取地の属する市町村に届け出てください。
- ※2 出荷の際は“検査結果の写し”を出荷先に提出してください。
- ※3 “検査結果”と“出荷先の記録”を1年間保存し、市町村や県が求めた場合は提出に御協力願います。